農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

傍線の部分は改正部分)

農業近代化資金助成法 (昭和三十六年法律第二百二号) (第一条関係

改 正 案 現 行

(目的)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

の他の農業経営の改善に伴い要するものに限る。)で政令で定めるもの「就大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善そに資するため、融資機関が当該農業者等に対して貸し付ける資金(畜舎3) この法律において「農業近代化資金」とは、農業者等の経営の近代化3) この法律において「農業近代化資金」とは、農業者等の経営の近代化

(目的)

業者等の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目て助成し、又は自ら利子補給を行なう措置を講ずることとし、もつて農通を円滑にするため、国が、都道府県の行なう利子補給等の措置に対し係の融資をその業務とするものが行なう長期かつ低利の施設資金等の融第一条。この法律は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関

(定義)

的とする。

第二条 (略)

2 (略)

3

る。)で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。成に要するもの及び乳牛その他の家畜の購入又は育成に要するものに限良、造成又は取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽又は育度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者等に対して医化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者等に対して

 のうち、

次の各号に該当するものをいう。

_ { 四

8

改 正 案 現 行

(業務の範囲)

という。)に対し、次に掲げる資金の貸付けの業務を行う。 人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。)(以下「農林漁業者」しくは出資者となつているか又は基本財産の額の過半を拠出している法らの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若産業及び養蚕業を含む。)、林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれ第十八条 公庫は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、農業(畜

一 (略)

におけるその土地の取得を含む。)に必要な資金、水路、ため池等として利用する必要がある土地を併せて取得する場合に当たつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、草放牧地とする土地を含む。次号において同じ。)の取得(その取得一の二、農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地(農地又は採一の二、

の二の二 (略)

もの及び同表の第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係二の第一号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽又は育成に係る「指定永年性植物」という。)の植栽又は育成に必要な資金(別表第一の四 果樹以外の永年性植物であつて主務大臣の指定するもの(以下

(業務の範囲)

という。)に対し、次に掲げる資金の貸付けの業務を行う。 人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。)(以下「農林漁業者」しくは出資者となつているか又は基本財産の額の過半を拠出している法らの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若産業及び養蚕業を含む。)、林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれ第十八条 公庫は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、農業(畜

(略)

のためにする農地等の取得」という。)に必要な資金におけるその土地の取得を含む。別表第二において「農業経営の改善におけるその土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、に当たつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、の二、農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地(農地又は採の二、農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地(農地又は採

|の二の二 (略)

成に係るものに限る。) ついては、別表第二の第二号及び第六号に掲げる資金のうち果樹の育一の三 果樹の植栽又は育成に必要な資金 (果樹の育成に必要な資金に

もの並びに同表の第三号及び第六号に掲げる資金のうち指定永年性植二の第二号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽又は育成に係る「指定永年性植物」という。)の植栽又は育成に必要な資金(別表第一の四 果樹以外の永年性植物であつて主務大臣の指定するもの(以下

るものに限る。)

資金のうち家畜の購入に係るものに限る。) 資金のうち家畜の購入又は育成に係るもの及び同表の第五号に掲げる一の五 家畜の購入又は育成に必要な資金(別表第二の第一号に掲げる

一の六~八 (略)

2 (略)

4 (略)

別表第二 (第十八条関係)

貸付金の種類	利 率	償還期限	据置期間
効率的かつ安定的な農業経営			
を育成するため、その農業経営			
を一体として、総合的かつ計画			
的に農業経営の規模の拡大、生			
産方式の合理化、経営管理の合			
理化、農業従事の態様の改善そ			
の他の農業経営の改善を図るの			
に必要な資金であつて、第十八			

物の植栽に係るものに限る。)

六号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。) 資金のうち家畜の購入又は育成に係るもの並びに同表の第三号及び第の五 家畜の購入又は育成に必要な資金(別表第二の第二号に掲げる

の六~八 (略)

(略)

2

定めるところによるものとする。 置期間はそれぞれ同表に掲げる償還期限及び据置期間の範囲内で公庫が 利率はそれぞれ同表に掲げる利率によるものとし、その償還期限及び据 で別表第二の貸付金の種類の欄に掲げる資金については、その貸付けの 学経営の改善、林業経営の改善、漁業の再建整備若しくは振興山村若し 農業、林業若しくは沿岸漁業の構造改善の計画的推進を図り、又は農

(略)

4

別表第二 (第十八条関係)

					農地等の取得に必要な資金	農業経営の改善のためにする	貸付金の種類
の状況等に	地等の面積	における農	等の取得後	に係る農地	(当該資金	年三分五厘	利率
						二十五年	償還期限
						三年	据置期間

	られるものである場合におけて開発を受ける。(昭和三十六年法律第十五号の認定を受けた果樹園経営計画に従つて図を開始を受ける。	一 当該資金に係る農業経営の	要なもの 要なもの 要なもの 要なもの 要なもの 要なもの 要なもの 要なもの 要なもの 要なもの 要なもの
指定する 第一項第一 第一項第一	合におけ 開 間 開 間 開 間 開 間 関 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目	(本)	育成 定別 (元)
二 十 五 年		二 十 五 年	
育植の果に以外の年の年		十 年	

分	ては、年五	資金につい	付けられる	の者に貸し	する者以外	要件に適合	臣の定める	関し主務大

) 年 フ い て は 、 国 屋
		ン は に 要 についもの
第八号に掲げるもののうち主務 第八号に掲げるもののうち主務 第八号に掲げるもののうち主務 第八号に掲げるもののうち主務 に促進法(昭和五十五年法律第 に係る農業経営改善計画、酪 定に係る農業経営改善計画、酪	写の二、第一 関か が が が が が が で の に が に に が に に に に に に に に に に に に に	をいう。以下同じ。この広大をある農地又は採草放牧地の面積の経営面積(農業経営の用に供産業経営の関るために、
年 三 分 五 厘	年 五 い る 当 で は 、 に 掲 の に 月 の に 月 の に 月 の に 月 の に 月 の に の に に の に に の に に の に に の に に の に に の に の に に の に に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	号 第一年 第一項 第十八五 三 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
二 十 五 年		二 十 五 年
十 年		三 年

三五 (略)				当該資金	れるものである場合における	ら補助金の交付を受けて行わ	二 当該資金に係る事業が国か)											(一) 二に掲げる資金以外のもの			o
	分五厘)	ては、年七	資金につい	号に掲げる	第一項第七	(第十八条	年六分五厘)	は、年五分	金について	ける当該資	い場合にお	額に満たな	臣の定める	額が主務大	に要する金	に係る事業	(当該資金	年三分五厘			
							二十年												二十年			
							三年												三年			
四~ 六 (略)				当該資金	れるものである場合における	ら補助金の交付を受けて行わ	二 当該資金に係る事業が国か)											(一) 二に掲げる資金以外のもの	、主務大臣の指定するもの	家畜の購入に必要なもののうち	指定永年性植物の植栽若しくは
	分五厘)	ては、年七	資金につい	号に掲げる	第一項第七	(第十八条	年六分五厘	J	は、年五分	金について	ける当該資	い場合にお	額に満たな	臣の定める	額が主務大	に要する金	に係る事業	(当該資金	年三分五厘			
	五年)	は、 二 十	について	要なもの	植栽に必	(果樹の	二十年						五年)	は 二 十	について	要なもの	植栽に必	(果樹の	二十年			
				_	_							_		Ιţ	について	要なもの	植栽に必			_		

条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定する。以下同じ。)の技術の導入と併せ行う農産物の生産方式の導入(当該技術又は当該生産方式の導入と併せ行う農産物の生産方式の導入(当該技術又は当該生産方式の導入と併せ行う農産物のあまのをいう。 以下同じ。)の技術の導入その他合理的な農業のあるものをいう。 は、	三 家畜の購入又は育成に必要な資金 三 家畜の購入又は育成に必要な資金 三 家畜の購入又は育成に必要な資金 三 家畜の購入又は育成に必要な資金 三 家畜の購入又は育成に必要な資金 三 家畜の購入又は育成に必要な資金 三 家畜の購入又は育成に必要な資金 三 家畜の購入又は育成に必要な資金
(目的) (目的) (目的) (目的) (目的)	(目的) (目的) (目的)
現	改正案

兀 業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、 農

水産大臣が指定するもの

を導入し、 令で定めるものをいう。 加工の事業の経営を含む。 と認められる作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しくは飼養管理方法 るものにおいて農業経営の改善を促進するために普及を図る必要がある 新たな農業部門の経営(当該農業部門に関連する農畜産物の 以下同じ。)を開始するのに必要な資金で政

のをいう。 る農業経営の規模の拡大に伴い必要な資金を含む。) で政令で定めるも 号に規定する利用権を取得するのに必要な資金 (当該利用権の取得によ 十五号) 第四条第 規模を拡大するため、 この法律において「経営規模拡大資金」とは、 項第一号に規定する農用地について同条第三項第一 農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六 農業者が、 農業経営の

3

- 4 に必要な資金で政令で定めるものをいう。 するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入 この法律において「農家生活改善資金」とは、 農家生活の改善を促進
- 5 除く。)で政令で定めるものをいう。 する特別措置法 (平成七年法律第二号) 成するのに必要な資金(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関 業の技術又は経営方法の実地の習得その他近代的な農業経営の基礎を形 の他の農業を担うべき者が、近代的な農業経営の担当者として必要な農 この法律において「青年農業者等育成確保資金」とは、 第二条第二項の就農支援資金を 青年農業者そ

(政府の助成)

第三条

政府は、

都道府県がこの法律の定めるところにより農業者又はそ

(政府の助成)

て、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内におい の組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する農業改良資金の

第三条 は青年農業者等育成確保資金の貸付け (次項の規定により指定された市 籴 の組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する生産方式改善資 特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、 政府は、 都道府県がこの法律の定めるところにより農業者又はそ 農家生活改善資金又

2 第一 業を行うときは、 連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十七条 機関(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項 ところにより農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資 において同じ。 政府は、 |号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合 前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定める 当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都 に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事

ζ 町村の区域内の農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けを除 当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。)の事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内におい

し付けることができる。 算の範囲内において、当該都道府県の行う事業に必要な資金の一部を貸 な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予 業を自ら行う市町村として指定し、当該市町村に対し、当該事業に必要 るところにより農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けの事 要件のいずれにも該当する市町村を、その申請により、この法律の定め 政府は、 前項に規定する場合のほか、 都道府県が、 次の各号に掲げる

図る必要があると認められる作物若しくは家畜又は栽培管理方法若し 画その他これに準ずる計画で農業経営の改善を促進するために普及を くは飼養管理方法の導入について定めたものを作成していること。 に関する法律(平成五年法律第七十二号)第四条第一項の基盤整備計 その他政令で定める基準に適合すること。 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進

(貸付金の限度

第四条

(貸付金の限度

という。)の一農業者等ごとの限度額は、農林水産省令で定める。

都道府県が行う前条第一項の貸付けに係る資金 (以下「貸付金」

第四条 その種類ごとに、 家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては、 都道府県が定める額の百分の八十 (政令で定める種類のものにあつては という。) の一農業者等ごとの限度額は、生産方式改善資金にあつては 百分の九十)とし、 その種類ごとに、農林水産省令で定める標準資金需要額を基準として 都道府県が行う前条第一項の貸付けに係る資金 (以下「貸付金 農林水産省令で定める 特定地域新部門導入資金、 経営規模拡大資金、 それぞれ、

(貸付金の利率、償還期間等)

) を超えない範囲内で政令で定める期間とする。)にあつては、十二年 は資金(次項において「特定地域資金」という。)にあつては、十二年 農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要 帯工条 貸付金は、無利子とし、その償還期間(据置期間を含む。)は、 第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間(据置期間を含む。)は、

| ない範囲内で政令で定める期間とする。| 2 貸付金の据置期間は、三年(特定地域資金にあつては、五年)を超え

2

(貸付金の利率、償還期間等)

- 西内で、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とする。金にあつては、必要と認められる種類の貸付金につき五年を超えない範囲内で、特定地域新部門導入資る種類の貸付金につき三年を超えない範囲内で、特定地域新部門導入資活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては、必要と認められば付金の据置期間は、生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生

3

(貸付資格の認定)

、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨のころにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え第七条(貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めると

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 農業改良措置の目標
- | 農業改良措置の内容及び実施時期
- |三|| 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

(貸付けの申請)

の申請によつて行うものとする。 第七条 都道府県が行う第三条第一項の貸付けは、同項に規定する者から

項の認定をするものとする。 農業改良措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、同申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)が 申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)が 第八条 都道府県知事は、前条第一項の認定の申請があつたときは、その

(貸付けを行う場合)

会に限り、行うものとする。 場合には、その団体を構成する農業者。以下この条において同じ。)が場合には、その団体を構成する農業者。以下この条において同じ。)がの地当該農業の生産方式の導入を行うことによりその経営を改善する見いのがあり、かつ、申請に係る地域においては当該農業の技術の導入その他申請に係る生産方式改善資金をもつて能率的な農業の技術の導入その他の地域においては当該農業の技術の導入その他の地域にあり、行うものとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

2

- その経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。 用地について同条第三項第一号に規定する利用権を取得することにより 資金をもつて農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農 経営規模拡大資金の貸付けは、その申請者が申請に係る経営規模拡大

(削る。)

(特別会計)

第十二条 (略)

2 歳出とする。 の規定による納付金、 五条及び第十六条第三項の規定による一般会計への繰入金、同条第二項 に附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金等、借入金の償還金、第十 付金等」という。) の償還金 (前条の規定による違約金を含む。) 並び おいては、一般会計からの繰入金、第三条の規定による国からの借入金 貸付金及び都道府県が行う同条第二項の貸付けに係る資金(以下「貸 前項の規定により設置する特別会計 (以下「特別会計」という。) に 貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその 2

(事務の委託

第十三条 業協同組合連合会に委託することができる。 法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農 定する事業に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を農業協同組合 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条に規

2 (略)

第十四条・第十五条 (略)

> 第十二条から第十七条まで 削除

ıΣ

行うものとする。

担当するのにふさわしい者として育成確保される見込みがある場合に限

(特別会計)

第十八条 (略)

借入金の償還金、 その他の諸費をもつてその歳出とする。 計への繰入金、 違約金を含む。) 並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金等: の項において「貸付金等」という。)の償還金 (第十一条の規定による おいては、一般会計からの繰入金、第三条の規定による国からの借入金 貸付金及び都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金(以下こ 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)に 同条第二項の規定による納付金、 第二十一条及び第二十二条第三項の規定による一般会 貸付けに関する事務費

(事務の委託

第十九条 ことができる。 三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託する 同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第 項に規定する事業に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を農業協 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一

2 (略)

第二十条・第二十一条 (略)

(納付金)

第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、第二六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、第一十八条第二項の規定により政府へ償還すべき額及び前条の規定により一会等の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金の額(次項の規定による納付金の額を除く。以下この項において「補助金残高」という。)及び都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金の額(次項の規定により一会計を除り入れることができる金額を除く。)の合計額に対する補助金残高に繰り入れることができる金額を除く。)の合計額に対する補助金残高に繰り入れることができる金額を除く。)の合計額に対する補助金残高ができる金額を除り、第一級では、第一級では、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、第十六条 を見いる はいましている はいましている はいまいる は

はない。 前頃の規定は、都道府県が、第三条に規定する事業の全部を廃止する

3 (略)

(準用)

付けの条件の基準」と読み替えるものとする。
「常十四条第二項中「償還方法」とあるのは、「償還方法その他必要な貸三条第二項の貸付けに係る資金について準用する。この場合において、三条第二項の農業改良資金の貸付けについて、第九条から第十一条まで第十七条 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第

(納付金)

第

じて政府に納付しなければならない。 じて政府に納付しなければならない。 に立ってきる金額を除く。)の合計額に対する補助金残高の割合に応当該事業の廃止後に同条の規定により特別会計に繰り入れた金額並びにの財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額並びにの財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額並びに及び第三項の規定により政府へ償還すべき額及び前条の規定により一般分が第二項の規定により政府へ償還すべき額及び前条の規定により一般の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額並びにの財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額並びにの財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額並びにの財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額並びにの財源に充てるを観を除く。)の合計額に対する補助金残高の割合に応り、政令で定めるとの補助金の額(次項の規定により一般の財源にあてるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額並びにの財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額並びにの財源に充てるため一般会計がら一般会計に繰り入れた金額並びにの財源に対する構造を限したときは、政令で定めるというは、対象に対する情報に対する補助金残高の割合に応いていることができる金額を除く。)の合計額に対する補助金残高の割合に応いることができる金額を除く。)の合計額に対する補助金残高の割合に応いているという。以下に対している。

ない。 前項の規定は、都道府県が、第三条第一項に規定する事業を廃止する 2 前項の規定は、都道府県が、第三条第一項に規定する事業を廃止する

3 (略)

(準用)

(削る。)

第二十三条

第四条から第七条までの規定は指定市町村 (第三条第二項の

(略 附 則

1

た資金とみなして同条の規定を適用する。

はと とあるのは「 場合において、 道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金について準用する。 及び第十九条の規定は指定市町村について、 の特定地域新部門導入資金の貸付けについて、 規定により指定された市町村をいう。 同項及び同条第一 第十九条第一 農業協同組合」と読み替えるものとする。 第六条第一項中「都道府県は」とあるのは「指定市町村 項中「第三条第 項中 農業協同組合又は農業協同組合連合会」 以下同じ。 一項」とあるのは「 第二十条第二 第九条から第十一)が行う第三条第二項 一項の規定は都 第三条第二 条まで 項

附 則

1

計から特別会計に繰り入れた資金とみなして同条の規定を適用する。一部として配農及び御用生産の指別のできる。この場合においては、お道府県が昭和五十九年度に国から交付を受けた補助金を貸している場合においては、都道府県が昭和五十九年度に国から交付を受けた補助金を貸ししくは肉用牛経営を営む者又はその組織する団体に無利子の資金を貸ししくは肉用牛経営を営む者又はその組織する団体に無利子の資金を貸しける事業を行つている場合においては、都道府県は、当該事業に係る一部として酪農及び肉用牛生産の振興及び合理化を図るため酪農経営若られた資金については、それぞれ第二十二条第一項に規定する国からの体利及び義務を特別会計に属させることができる。この場合においては、当該事業に係る一部として酪農及び商用件生産の振興及び合理化を図るため酪農経営若られた資金については、それぞれ第二十二条第一項に規定する医学に係る一部として酪農のでは、当該事業を適用する。

農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)(第四条関係)

八 (略) 「	て、農業者等の事業又は生活に必要なもののうち、農業経営の改善又られるものに限る。)をいう。以下同じ。) 三 (略) 三 (略) 「農業改良資金(開業改良資金ののうち、農業経営の改善であつられるものに限る。)をいう。以下同じ。) 「農業改良資金(農業改良資金ののうち、農業経営の改善であついまで、農業改良資金のであるところにより貸し付け、第二条に規定する農業改良資金のでは、1000円のであるところにより貸し付け、第二条に規定する農業改良資金の成法(昭和三十一年法律第百二号)	3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう2 (略) (定義) で、 (定義) で、 (定義) で、 英田 ・ 英田	
口 (略) 「 (を) 「 (を) (を) ((を) (((((((((((((((((((定に資するものとして主務大臣が指定するもの 一(略) 一(略) 一(略)	。	

第七十二条 この法律において「主務大臣」とあるのは、 第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務 2 5 とする。 <u>-</u> 了 四 Ξ 項及び第六十六条第一項第一号にあつては、農林水産大臣及び財務大臣 び内閣総理大臣とする。ただし、第二条第三項第四号、第五十九条第一 兀 ごとに区分して経理しなければならない。 (主務大臣等) (経理の区分) げる債務の保証の業務 二 イから八までに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必 農業改良資金及び就農支援資金に係る債務の保証の業務 第八条第一号二に掲げる資金に係る債務の保証及び同条第二号に掲 要な資金 (略) (略) (略) (略) 農林水産大臣及 第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務 第七十二条 この法律において「主務大臣」とあるのは、 2 5 <u>一</u> 分 四 とする。 Ξ び内閣総理大臣とする。ただし、第二条第三項第三号、 匹 項及び第六十六条第一項第一号にあつては、農林水産大臣及び財務大臣 (主務大臣等) ごとに区分して経理しなければならない。 (経理の区分) 八 げる債務の保証の業務 第八条第一号八に掲げる資金に係る債務の保証及び同条第二号に掲 就農支援資金に係る債務の保証の業務 資 金 (略) (略) イ及び口に掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な (略) (略) 第五十九条第一 農林水産大臣及

農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)(附則第六条関係)

改

正

案

現

行

利子その他の諸費をもつてその歳出とする。 に対する貸付金、 金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第一項の規定による都道府県 財政上の措置に要する費用(貸付金を含む。)、農業改良資金助成法第 る他の会計への繰入金、農地等の使用料、補償金、前条第二項第二号の 附属雑収入をもつてその歳入とし、農地等の買収代金、次条の規定によ 九条第三項の規定による償還金、一般会計からの繰入金、借入金並びに 賃貸料、前条第二項第二号の財政上の措置として行われる貸付金の償還 三条の規定による都道府県に対する貸付金、青年の就農促進のための資 六条第一項及び第二項の規定による納付金を含む。次項において同じ。)、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十 農業改良資金助成法第十四条第二項の規定による償還金(同法第十 この会計においては、 事務取扱費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の 農地等の売渡代金及びその利子、農地等の 第 県に対する貸付金、 金 二条

は、この限りでない。

は、この限りでない。

さいこの限りでない。

さいこのでは、当該必要がないと認められる範囲内の金額についての同条に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる 高に至ったときは、前項に規定するものとする。ただし、都道府県が行かの額に相当する金額は、前項に規定する同法第三条の規定による都道金の額に規定する農業改良資金助成法第十四条第二項の規定による償還

。)、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第 の利子その他の諸費をもつてその歳出とする 資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第一項の規定による都道府 第三条の規定による都道府県に対する貸付金、青年の就農促進のための の財政上の措置に要する費用 (貸付金を含む。)、農業改良資金助成法 よる他の会計への繰入金、農地等の使用料、 に附属雑収入をもつてその歳入とし、農地等の買収代金、次条の規定に 十九条第三項の規定による償還金、一般会計からの繰入金、借入金並び 十二条第一項及び第二項の規定による納付金を含む。 賃貸料、前条第二項第二号の財政上の措置として行われる貸付金の償還 農業改良資金助成法第二十条第二項の規定による償還金 (同法第二 この会計においては、農地等の売渡代金及びその利子、 事務取扱費、借入金の償還金及び利子、一時借入金 補償金、 前条第二項第二号 次項において同じ 農地等の

は、この限りでない。 は、この限りでない。 るに至つたときは、当該必要がないと認められる範囲内の金額についてう同条に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められ府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行金の額に相当する金額は、前項に規定する同法第三条の規定による都道前項に規定する農業改良資金助成法第二十条第二項の規定による償還

略)

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)(附則第七条関係)

経理	併せ	法律	事業	第三十五条	(都	
経理を他の経理と区分して行うものとする。	併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該	法律第百二号)第十二条第一項の規定により設置する特別会計において	事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法 (昭和三十一年	五条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同項の	都道府県の特別会計)	改正案
経理を他の経理と区分して行うものとする。	併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該	法律第百二号) 第十八条第一項の規定により設置する特別会計において	事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法(昭和三十一年	第三十五条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同項の	(都道府県の特別会計)	現

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)(附則第七条関係)

を他の経理と区分して行うものとする。	て行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理	第百二号) 第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せ	を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法(昭和三十一年法律	第二十条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付事業	(都道府県の特別会計)	改正案
を他の経理と区分して行うものとする。	て行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理	第百二号) 第十八条第一項の規定により設置する特別会計において併せ	を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法(昭和三十一年法律	第二十条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付事業	(都道府県の特別会計)	現

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)(附則第八条関係)

改正案	現行
(農業改良資金助成法の特例)	(農業改良資金助成法の特例)
第六条 農業改良資金助成法 (昭和三十一年法律第百二号) 第二条の農業	第六条 農業改良資金助成法 (昭和三十一年法律第百二号)第二条第一項
改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。)のうち政令で定	の生産方式改善資金のうち政令で定める種類の資金であって、認定農業
める種類の資金であって、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の	者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入するのに必
高い農業生産方式を導入するのに必要なものの償還期間 (据置期間を含	要なものの償還期間(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定
む。)は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その	にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定
種類ごとに、政令で定める期間とする。	める期間とする。